

令和7年度 茨城県一般会計補正予算（第4号）

令和7年度茨城県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正是、「第1表 債務負担行為補正」による。

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県総合福祉社会館の管理運営に係る協定	茨城県総合福祉社会館の管理運営に係る協定を株式会社茨城興産と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	461,035千円
茨城県立点字図書館及び茨城県立視覚障害者福祉センターの管理運営に係る協定	茨城県立点字図書館及び茨城県立視覚障害者福祉センターの管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県視覚障害者協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	258,440千円
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営に係る協定	茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理運営に係る協定を一般社団法人茨城県聴覚障害者協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	157,535千円
つくば国際会議場の管理運営に係る協定	つくば国際会議場の管理運営に係る協定をつくば国際会議場マネジメントグループ代表団体株式会社コンベンションリンクエージと締結する。	自 令和8年度 至 令和9年度	38,923千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	自 令和8年度 至 令和10年度	100,530千円
港公園の管理運営に係る協定	港公園の管理運営に係る協定を神栖市と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	102,770千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	331,980千円
北浦川緑地の管理運営に係る協定	北浦川緑地の管理運営に係る協定を取手市と締結する。	令 和 8 年 度	12,137千円
県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市の区域)の管理運営に係る協定	県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市の区域)の管理運営に係る協定を一般財団法人茨城県住宅管理センターと締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	791,405千円
県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域)の管理運営に係る協定	県営住宅及び共同施設(龍ヶ崎市、つくば市及び守谷市以外の区域)の管理運営に係る協定を一般財団法人茨城県住宅管理センターと締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	7,360,530千円
茨城県水戸生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県水戸生涯学習センターの管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	778,660千円
茨城県県北生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県北生涯学習センターの管理運営に係る協定を特定非営利活動法人インパクトと締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	315,150千円

茨城県鹿行生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県鹿行生涯学習センターの管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	921,075千円
茨城県県南生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県南生涯学習センターの管理運営に係る協定を特定非営利活動法人ひと・まちねっとわーくと締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	654,375千円
茨城県県西生涯学習センターの管理運営に係る協定	茨城県県西生涯学習センターの管理運営に係る協定を日本スポーツ振興協会グループ代表団体特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	619,397千円
茨城県立歴史館の管理運営に係る協定	茨城県立歴史館の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県教育財団と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	2,550,700千円
堀原運動公園の管理運営に係る協定	堀原運動公園の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県スポーツ協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	863,490千円
笠松運動公園の管理運営に係る協定	笠松運動公園の管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県スポーツ協会と締結する。	令和8年度	557,147千円
茨城県営ライフル射撃場の管理運営に係る協定	茨城県営ライフル射撃場の管理運営に係る協定を茨城県ライフル射撃協会と締結する。	自 令和8年度 至 令和12年度	62,365千円

令和7年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事項	事業内容	期間	限度額
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	令和8年度	16,128千円

令和7年度 茨城県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度茨城県病院事業会計予算第9条の次に、次の1条を加える。

（債務負担行為）

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
茨城県立こども病院の管理運営に係る協定	自 令和8年度 至 令和12年度	3,485,105 千円

茨城県知事 大井川 和彦

令和7年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条の表中鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道の管理運営に係る協定	自 令和8年度 至 令和12年度	6,730,310 千円

茨城県知事 大井川 和彦

令和7年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条の表中小貝川東部流域下水道工事請負契約の項の次に次のように加える。

事 項	期 間	限 度 額
那珂久慈流域下水道の管理運営に係る協定	自 令和8年度 至 令和12年度	8,967,895 千円

茨城県知事 大井川 和彦